

地図作成作業に関する「よくある質問」

1 現地での立会いはどのようにするのですか？

【回答】

一筆の土地ごとに立会いを行います。お隣と同時に立会いをできない場合がありますが、同時に筆界の確認ができない場合には、先に立ち会った所有者の方から示していただいた筆界に仮の筆界点として黄色マーク（油性インク等）を塗っておき、後から立ち会った所有者の方から示していただいた筆界が黄色マークと一致すれば、筆界はその位置で確認されたものとして、赤色マークを塗って、筆界を確定します。

ただし、後から立ち会った所有者の方が示された筆界が黄色マークと相違する場合は、その筆界にも黄色マークを塗り、両者が同時に立ち会える日を調整し、再度の立会いをお願いすることになります。

2 立会いの日程調整はどのようにするのですか？

【回答】

立会いが効率的にできるよう、法務局で計画した日程を、立会い日のおおむね二週間前までに郵送でお知らせいたします。

お知らせした日程でご都合が悪い場合は、地図作成現地事務所にご連絡いただき、別途、日程調整させていただくことになります。

3 立会いの所要時間はどのくらいですか？

【回答】

立会いは、原則、平日の午前9時頃から午後4時頃の間で計画しており、土地の広さや形状により一律ではありませんが、一筆につき30分程度のお時間をいただきます。

4 必ず土地の所有者本人が立ち会わなければならないのですか？

【回答】

代理人を通じて筆界を確認いただくことが可能でしたら、代理人を選任していただいで差し支えありません。

その場合、「一筆地立会い日程通知書」の代理人欄に必要事項をご記入いただき、立会い当日にその通知書と代理人の方の身分を証明するもの（運転免許証や健康保険証等）をご持参願います。

妻夫、親子、兄弟等の親族による代理立会いであっても、同様となりますので、ご注意願います。

5 共有の土地の場合、全員が立ち会わなければならないのですか？

【回答】

原則的には共有者全員が立会いの対象者となりますが、代表の方に立ち会っていただくことも可能です。

その場合、立ち会っていただく方は、立会いをされない他の共有者からの委任状（「一筆地立会い日程通知書」の「委任状」欄に必要事項をご記入いただいたもの）と身分を証明するもの（運転免許証や健康保険証等）をご持参願います。

6 過去に地積更正等の登記をしている場合、立会いを省略してもらうことは可能ですか？

【回答】

そのような場合であっても、現地での立会いを省略することはできませんので、ご協力をお願いします。

7 急用等により立会いができなくなったときは、再度日程調整をしてもらえるのですか？

【回答】

予定日時に立会いができなくなったときには、必ず電話等により地図作成現地事務所に連絡をお願いします。再度、日程調整を行い、後日、立会いをさせていただきます。

8 一時的に登記上の住所とは別のところに住んでいるときに、今後の通知をそちらに送ってもらうことはできますか？

【回答】

申し出ていただければ可能です。適宜の方法によりお知らせください。

9 立会いは、法務局職員が行うのですか？

【回答】

立会いは、原則、作業機関である公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員である土地家屋調査士が行います。

なお、担当者は「秋田地方法務局」と標示した腕章を着用し、身分証明書を携帯しています。

10 筆界がわからないときはどうすればよいのか？

【回答】

今回の作業は、土地所有者の立会いによって筆界を確認する作業ですので、土地所有者の方がお隣との筆界と認識されているところを示していただければ結構です。

なお、法務局等で地積測量図等を保管している場合は、それに基づいて復元し、土地所有者間で確認していただくこととなります。

11 立会いや測量時に敷地内や家屋の中に入ることはありますか？

【回答】

筆界を確認するために、所有地や建物敷地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、原則、家屋の中に入ることはありませんが、どうしても家屋の中を通らないと筆界を確認できない場合は、承諾を得て入らせていただくこととなります。

12 立会いが終わった後、何かすることはありますか？

【回答】

立会いが終わり、筆界を確認しましたら、後日、測量を実施します。

測量については事前に日時をお知らせすることはありませんが、敷地内に入らせていただく場合は、測量する当日にお声掛けをさせていただきます。

なお、測量当日にお留守の場合、敷地内への立入りが可能な場所には、立入りをさせていただきます場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

13 測量の費用負担はありますか？

【回答】

測量費用の個人負担はありませんが、立会いの際の現地までの交通費などの経費は、ご自身で負担していただくこととなりますので、ご了承ください。

14 測量の結果は、どのようにしたら知ることができますか？

【回答】

全ての土地の測量が完了した後、測量成果に基づいた一筆ごとの面積を算出した図面及び登記を変更する事項を記載した資料（縦覧用測量図）を土地所有者全員に送付します。

測量結果の送付時期は、11月下旬を予定しています。

送付の際、立会い時に確認した筆界に誤りがある場合や内容に疑問・異議等がある場合に、申し出をしていただける縦覧のお知らせも同封いたします。

15 測量の結果、地積（面積）の増減することはありますか？

【回答】

今までに実施した地図作成作業で、ほとんどの土地について地積の増減が生じています。

地積の変更については、今回の作業の中で登記官が職権で変更登記をいたします。

16 測量の結果、地積の増減があった場合、固定資産税はどうなるのですか？

【回答】

本作業完了後、調査結果を地方税法第382条に基づき、秋田市役所に通知します。

その後の課税等の詳細については、秋田市役所の担当部署にお問い合わせ願います。

17 お隣と筆界（境界）について意見が相違し、筆界が確認できなかった場合はどうなりますか？

【回答】

現地での立会い調査の際に立ち会っていただけなかった場合や調査期間内にお隣との筆界の位置が確認されない場合は、筆界未定地となります。

